

BIM図面審査 制度説明会 Q&A

No.	質問	回答
1	入出力の方法で、”データ連動しない2Dによる加筆はNG”とあります。エリアは壁オブジェクトに追従しない為、求積と平面図のデータが連動しているわけではないと思うのですが、整合性の省略は○でいいのでしょうか。	入出力基準に従うことにより整合するのは、求積図と求積表における「床面積の求積に用いる範囲」と「寸法」「床面積の数値」です。平面図と求積図間の「床面積の求積に用いる範囲」が整合するものではありません。
2	確認申請をBIM図面審査で行い、構造適判や省エネ適判を従来の紙申請や（BIM図面審査ではない）電子申請を行うことは可能でしょうか。	可能です。 その場合は、確認申請の審査者は、提出された申請図書と構造適判の申請図書の整合確認を行う必要があることに留意してください。
3	今年度審査の試行をされているということでしたが、今後申請が予定される申請者（設計者）、また審査機関において具体のケースについて試行されている、ということでしょうか？設計者のみならず審査者側の慣れが必要と思われるため、実案件で審査手続きがスムーズにいくか懸念しての質問となります。	試行に複数の設計事務所ならびに審査機関が参加して実施しています。対象とするプロジェクトは、今後、申請が予定される具体ケースではなく、仮想のプロジェクト等となっています。
4	今後のDXの展望として、BIMデータと構造解析(電算)モデルとの整合性確認はどのように考えられていますでしょうか。 従来通りの目視確認となるのでしょうか。	BIM (IFC) データと構造解析 (電算) モデルの整合性確認について、2026年4月時点ではBIM図面審査による整合性確認の省略の対象とはなりません。 BIM (IFC) データと構造解析 (電算) モデルの整合性確認の省略については、BIMデータ審査において検討しています。
5	7. 禁止事項の欄で、禁止操作に「構造図側で通り芯を書き直す」とあり、理由に「意匠と構造で基準が不一致となり審査指摘が確実に発生」の記載がございました。これは、意匠モデルと構造モデルを別ファイルで作成していた場合、意匠モデルを構造モデルにリンクして構造図に意匠モデルの通り芯を表示しなければ、申告書に「○」を付すことができなくなるということでしょうか。 弊社のBIMモデルは、意匠、構造、設備をそれぞれ別ファイルで作成していますが、各モデルをリンクさせて基準点や通り芯、レベル線の位置が一致し図面相互間で整合していることを確認してBIMモデルを作成しております。 その中で弊社の構造図は、構造計算プログラムのデータをBIMソフトウェアに変換してBIMモデルを作成しているのですが、構造計算プログラムデータからBIMソフトウェアに読み込む際に、通り芯やレベル線が自動で配置されてしまいます。この自動配置された寸法やレベル線を入出力基準に従って構造図に表示させているのですが、この場合、書き直しはしていないのですが、意匠図の通り芯を参照していないことになるので、入出力基準において「×」にしなければならないのでしょうか。それとも、元データを削除して新たに書き直す操作が禁止事項になるのか、ご教示いただけますと幸いです。 また、禁止事項に従わない場合は、申告書に「×」を付せば、審査は可能と考えてよいか、ご教示いただけますと幸いです。	構造分野の入出力基準【共通-001】について、意匠－構造分野の図書間の記載事項の整合について誓約書に○を付すことができるのは、[分野間－1]または[分野間－2]の基準を満たす場合となります。いずれにも該当しない場合には、意匠－構造分野の図書間の記載事項の整合について誓約書に○を付すことはできません。 また[分野内]の入出力基準を満たすことにより、構造分野内の図書間の記載事項の整合について誓約書に○を付すことができます。 誓約書に付す記号は、○△－のいずれかとなります。
6	省エネの外皮計算もBIM由来である図書ある場合は申告書により整合性確認は不要となりますか？	省エネ適判は、現段階において本制度における整合性確認省略の対象ではありません。
7	※入出力基準（意-010、意-011）について 建築面積及び床面積について「当該空間オブジェクトより自動算出」とあり、サンプルモデルにおいても、三斜求積及び算出式の記載はなく、自動算出された集計表がシートに配置されているようですが、当該制度において図面への計算根拠の明示は不要となりますでしょうか？	建築確認におけるBIM 図面審査ガイドライン 別紙3：BIM 図面審査における確認申請図書表現標準（初版）p.13・14をご確認ください。
8	確認申請前の以前申請（仮受付）においてもBIM図面審査を活用することは可能でしょうか。	可能です。
9	設計者から提出された入出力基準適合申告書に従い、審査者は整合性確認を省略できる項目を判断できるものと理解しましたが、入出力基準適合申告書が正しく入力されているかどうかはどのように担保されるのでしょうか。	設計者は、申請前に内容に間違いがないか改めて確認したうえで誓約することとしてするため、設計者の誓約をもって正しく入力していることを担保しています。
10	確認申請図書表現標準に拠ることは推奨であって、自社で決めている表現のルールで作成しても問題ないでしょうか。	標準的な確認申請図書の表現を例示するものであり、当該基準に従うことを推奨する、という位置づけであるため、特段問題ありません。
11	申請者に代わり、設計者が一定のルール（入出力基準）に従ったBIMデータの作成をすることになるかと存じます。具体的なルール（入出力基準）について、現時点でまとめたものを教えてください。	建築BIM推進会議HP上に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

BIM図面審査 制度説明会 Q&A

No.	質問	回答
12	意匠図のみBIMで構造、機械設備、電気設備がBIMでない場合はどのような取扱いになるのでしょうか。	意匠はBIM 図面審査、構造・設備は紙または電子申請と同じ取り扱いになります。
13	審査の効率化で審査期間の短縮が期待できるとありますが、審査期間の短縮について規則等の改正予定はありますでしょうか？それともあくまで各審査機関の努力になりますでしょうか？	建築基準法第6条第4項に定める確認審査の審査期限については特設改正予定はございません。各確認審査機関等において、適切に対応していただくこととなります。
14	4月よりBIM図面審査開始とのことですが、仮受のような事前審査は4月以前にBIM図面審査システムを使って行えるのでしょうか。それともBIM図面審査による仮受の対応も4月以降ですか？もしくは仮受は従来のやり方で、本受けてBIM図面申請も可能ですか。	具体的な対応は、提出予定の確認検査機関等にお問い合わせください。
15	BIM図面審査の対象となる建築物の制限がありますか（用途、構造、規模など）。設計者がBIM図面審査を希望して資料がそろえば制限なく可能でしょうか。	制限はありません。ただし、入出力基準に従い図書を作成することが条件となります。
16	BIM図面審査の審査料は従来の審査と同様でしょうか。	審査費用については各確認検査機関等にお問い合わせください。
17	BIM図面審査で提出したPDFは済証発行後は各自機関でPDFを保存しておくのでしょうか。それとも使用したCDEに永遠に残るのでしょうか。	審査者は、確認済証を交付したPDF形式の図書を正本として法定の期間保存する必要があります。保存環境については各確認検査機関等の判断によります。
18	入出力基準について質疑がある場合は質問窓口はありますか。もしくは今後説明会があるときに質問フォームは作成予定でしょうか。	制度開始後の問合せ対応に係る体制については、現在検討中です。
19	BIM図面審査の普及を促進するためには、発注者・事業者側の意識付けやインセンティブ設計が必要と思われますが、補助金制度の他に、設計段階において事業者側に対して促進が見込まれるような検討等されていますでしょうか？例えば台湾では容積率緩和によってBIMを促進している、という話も聞きます。	BIM図面審査を含む、個別の建築設計におけるBIM活用については、建築GX・DX推進事業のほか、BIMの活用を補助等において要件として位置付けている事業がございます。また、ガイドラインの作成等を通じてBIM活用の効果を周知してまいります。
20	確認申請用CDE「ArchSync」のデータストレージ契約量に関して、最低契約量5GB～となっています。データの保管可能な量（確認申請用CDEにアップロードされているデータの総量）が最低5GB～と認識してよろしいでしょうか。	貴見の通りです。
21	データストレージの使用量の判定は、何時のタイミングで実施されるのでしょうか。（年1回、毎月、等）例えば、データ総量カウント日が年度末3/31の1日のみであった場合は、その当日に5GB以内であればよいのでしょうか。（5GBは戸建て住宅なら約25件分のデータ量であるため、毎日25件を超えない範囲で稼働させれば、5GBの契約で運用可能という事でしょうか。	ほぼリアルタイムでデータの総量をカウントします。データの総量がご契約の容量を超えた際のデータまではストレージ内に保持できますが、以降、データのアップロードが行えなくなります。
22	確認申請用CDEの利用料金として申請者から徴収することはできないと思われるため、申請者が確認申請用CDEの利用を行う場合は、確認申請料金としての加算料金を設定したいのですが問題ないでしょうか。	確認申請の料金については各確認検査機関等においてご判断をお願いします。
23	確認申請用CDEに申請図書等の保管（15年保管）は行わず、審査者側のファイルサーバなどに取り出すなりして、別途法定年限の保管を行う理解でよろしいでしょうか。（設計者向けの確認申請用CDEの説明会の中で、申請者側の利点として、いつでも申請図書等の取り出しができるとの説明があったことから、誤解を生じてはならないため確認したいです）	審査者は、確認済証を交付したPDF形式の図書を正本として法定の期間保存する必要があります。保存環境については各確認検査期間等の判断によります。
24	BIM図面審査を行うにあたり、既存のオンライン申請システムを公開しIFCファイル対応したとしても、必ず確認申請用CDEを使用しなければならないものなのでしょうか。	BIM図面審査の審査環境については、確認申請用CDEを用いることとしています。標準はICBA確認申請用CDEの審査環ですが、別に整備したこれと同等の審査環境によることも可能です。なお、審査環境に求める要件は申請・審査マニュアル巻末に記載されています。
25	申請時に提出するIFCデータは意匠・構造・設備すべてを包絡した1つのデータを想定されていますでしょうか。または各セクション毎に独立したデータでしょうか。	データの構成に対する特に定めはありませんが、複数のデータを提出する場合は、確認申請用CDEで統合できるよう、座標系を合わせることを求められています。
26	審査を完了した申請図書は施工者はどのような形態で手にできるのでしょうか。また、CDE内のビューワは使用できないのでしょうか。	確認済証を交付する際の図書は、電子申請受付システム等を利用することとなっているため、施工者にはそちらのアクセス権を付与するか、PDFデータをダウンロードして送付するか、いずれかの対応になります。CDEのビューワを用いての共有が可能な場合は、サイト契約者の確認検査機関等にご相談ください。
27	マンション等で設計住宅性能評価を受ける物件は「評価機関」もCDEを利用可能でしょうか？	対応可能です。 ※利用対象および用途に制限は設けておりません。

BIM図面審査 制度説明会 Q&A

No.	質問	回答
28	資料P51の図でデータのアクセス管理（ファイルのロックor解除）とあるが申請者がデータを差替える際は、審査者のロック解除が必要となるのでしょうか？	貴見の通りです。
29	確認申請書の作成がIFCデータと自動連携で作成できる機能などはないでしょうか？	現在そのような機能を実装しているソフトウェアは把握していません。
30	消防同意にもCDEが利用可能となっているが、全国すべての消防で利用可能なのでしょうか？	BIM図面審査に対応している消防機関のみ、確認検査機関等の審査用サイトに招待され、CDE上で消防同意の手続きを行います。
31	BIM由来の図書の判別はあくまでも申告書によるものとなりますでしょうか？	貴見の通りです。
32	全ての確認申請において、BIM図面審査を行いたいものを判別する必要はありますか？	ありません。
33	今回で様式などの規則改訂はありますか？	BIM図面審査の運用開始に向けて、「建築基準法施行規則の一部を改正する省令（令和8年国土交通省令第22号）」及び「確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示（令和8年国土交通省告示第438号）」を発出するとともに、BIM図面審査の取扱いについて、指定確認検査機関等に向けて技術的助言を発出し通知しています。 なお、誓約書については参考様式のみでの位置づけとなります。
34	将来的にBIM図面審査やBIMデータ審査を義務付けることは想定していますか。	BIM図面審査及び2029年春より開始予定のBIMデータ審査はいずれも制度の利用は任意とする予定であり、国交省としては現時点においてBIMデータの提出を義務付けることは予定しておりません。